## 行田レインボーネットワークと 『旧忍町信用組合店舗を活用し た街なかにぎわい創出事業に関 する基本協定 を締結しました



協定を締結した行田レインボーネットワーク代表 山岸泰輔さん(左)と工藤市長

「市報ぎょうだ」平成29年12月号でお知らせしたとお り、市では、市指定文化財であり日本遺産の構成資産でも ある「旧忍町信用組合店舗」を保存・活用するため、水城 公園内への移築・改修を進めています。

旧忍町信用組合店舗を街なかのにぎわい拠点として活用 するために、1月25日に子育て中の保護者を中心とした 団体である「行田レインボーネットワーク」と「旧忍町信 用組合店舗を活用した街なかにぎわい創出事業に関する基 本協定」を締結しました。

今秋には、店舗内に同団体が運営するカフェが開店し、 飲食を楽しむことができるようになります。市民の皆さん や観光客の方など誰もが気軽に訪れ、憩える施設に生まれ 変わりますので、ご期待ください。

**▶問い合わせ** 子ども未来課子ども未来担当 (内線 262)

## 春の火災予防運動を実施します

3月1日から3月7日までの間は、春の火災予防運動期 間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎える にあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発 生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施するも のです。

平成29年度全国統一防火標語

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

【3つの習慣・4つの対策】

### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、 防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器など を設置する。
- お年寄りや体の不自由な方を守るために、隣近所の 協力体制をつくる。

### ▶問い合わせ

消防本部予防課☎550—2121

## 4月1日から埼玉県虐待禁止条例が施行されます

県内の児童、高齢者、障害者に対する虐待の相談・ 通報件数はいずれも増加傾向にあり、虐待は後を絶た ない状況にあります。虐待をなくすためには、虐待は いかなる理中があっても禁止されるものであるという している専用ダイヤル(☎0120-556-212)は、3 認識を県民全体で共有する必要があります。

そこで、虐待の防止について県や県民が取り組むべ き基本的な事項を定めた「埼玉県虐待禁止条例」が制 定され、4月1日から施行されます。虐待は特定の個 人や家族の問題にとどまるものではありません。社会 全体の問題として、行政機関、県民、関係団体が連携 しながら一丸となって防止に取り組む必要がありま す。皆さんのご協力をお願いします。

【県ホームページ】http://www.pref.saitama.lg.jp/ a0601/20170711.html

▶問い合わせ 県福祉政策課☎048—830—3391

### 行田市虐待防止ホットライン(虐待通告専用ダイヤル) を廃止します

虐待に関する通告や相談を受け付けるため市が設置 月をもって廃止し、県の虐待防止施策との連携を進め ていきます。なお、同ダイヤル廃止後の虐待に関する 相談などについては、次の連絡先にお願いします。

【児童虐待に関すること】児童相談所全国共通ダイヤ ル189(イチハヤク)または子ども未来課給付担当(内 線 292)

【障害者虐待に関すること】福祉課障害福祉担当(内 線 265)

【高齢者虐待に関すること】高齢者福祉課地域包括ケ ア担当 (内線 278)

**▶問い合わせ** 福祉課トータルサポート推進担当(内 線267)

### 都市計画案の縦覧を行います

行田都市計画の変更にあたり、都市計画 法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行 います。

- ▶期間 3月2日 金~16日 金午前8時30 分~午後5時15分(土・日曜日を除く)
- ▶縦覧場所 都市計画課 ※期間中は、市ホームページでも縦覧で きます。
- ▶内容 「行田都市計画地区計画」の変更案 意見の提出
- ▶対象 市内に住所を有する方または利害 関係を有する方
- ▶提出方法 3月16日 金午後5時15分(必 着)までに持参または郵送で都市計画課 【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸 2-20 行用市都市計画課
- ▶問い合わせ 同課計画担当 (内線 5605)

# 行田市都市計画マスタープラシー部改訂 (案) に対する 市民意見募集 (パブリックコメント) を行います

市では、平成25年3月に行田市都市計画マスタープランを策定し、 都市計画に関する基本的な方針を定めています。このたび、産業系土 地利用検討ゾーンの一部改訂案について、市民の皆さんから広く意見 を募集します。

- **▶意見募集期間・閲覧期間** 3月22日休~4月23日(月)
- ▶閲覧場所 都市計画課、市政情報コーナー、南河原支所※市ホーム ページから閲覧可。
- ▶提出方法 住所、氏名、電話番号を明記(様式自由)の上、持参、 郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・ 郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市都市計画課【FAX】 553—4544 [EX-JV] toshi@city.gyoda.lg.jp

#### ▶その他

- いただいた意見は、個人を特定できないよう編集し、概要を公表 します。また、ご意見に基づいて修正をした場合は、その内容を 公表します。なお、個別に回答はしませんのでご了承ください。
- 電話や口頭での受け付けはできません。
- ▶問い合わせ 同課計画担当 (内線 5605)

# 市税や保険料の

## 納め忘れはありませんか

市では、平成29年10月から12月までの3カ月間を滞納整理強化期間として税金などの未納がある 方に、納付催告書を送付するなど、未納解消の働き掛けを強化してきました。

納め忘れがないかもう一度確認し、納期限が過ぎている場合は、早急に納めてください。

### 納期限を過ぎても納付がない場合

納期限内に納付した方との公平性を保つため、 延滞金が加算され、さらには法律に基づき差押 えなどの滞納処分を受けることになります。

### 病気などで納付に困っている方

やむを得ない特別な事情により納付が困難な 方は、早期に相談してください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方は、 次のとおり納税相談窓口を開設していますので、 ご利用ください。

- ○休日:毎週日曜日の午前8時30分~正午 (年末年始を除く)
- ○夜間:毎週火曜日の午後5時15分~7時 (祝日を除く)

○場所:収納課

### 口座振替をご利用ください

納付には、安心・確実・便利な口座振替をぜ ひご利用ください。市内金融機関または市役所 で申し込みできます。申し込みには、通帳と通 帳届出印が必要です。

また、市役所窓□では、キャッシュカードと その暗証番号で申し込みができます。取り扱い ができない金融機関などがありますので、事前 に問い合わせください。

### コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで納付できます。 休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、 ぜひご利用ください。

なお、納期限を過ぎた納付書など、納付がで きない場合がございますので、ご注意ください。

### 電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセ ンター」から、電話での納付の確認と納付の呼 び掛けを行っています。

▶問い合わせ 収納課収納担当(内線 236 · 237)

2018.3 市報 ぎょうだ